

住民登録

2月1日現在

前月比
人口 72,890 (+51)
〔男 34,784〕
〔女 38,106〕
世帯数 19,909 (+38)

大 報

おおだて

3月号 (No. 212)

編集と発行 — 大館市役所
(電話) 42-1212
発行年月日 — 昭和50年3月1日
発行日 — 毎月1日

広報紙は、行政協力員を通じて全世帯に配布
しています。届かなかったり、配布が遅い
きは、総務課秘書広報係へご連絡ください。

昭和43年3月1日第3種郵便物認可(1部5円)

違反のない明るい選挙にしましょう

統一地方選挙もあと1カ月余に迫り、まちも何かとあわただしさを増してき
ました。今年行われる選挙は、4月13日の県知事と県議選を皮切りに、4月
27日の市長、市議会議員、また、7月には農業委員の選挙が予定されてい
るほか農協理事選挙等からみて、今年は「身近な選挙の年」といえるようです。
統一地方選挙は身近さが故に問題を引き起こしやすい選挙ですが、違反を起
しては、せっかくの明るい選挙をめざす運動にヒビが入りかねません。
今年の選挙は、立候補者も、有権者も深い見識のもとにきれいな選挙を行使
して、明るい選挙、違反のないまちづくりの実現を図ろうではありませんか...

<投票日>

知事選挙 4月13日
県議会議員選挙 4月13日
市長選挙 4月27日
市議会議員選挙 4月27日

統一地方選挙迫る!



重度身障者には「郵便投票」

公職選挙法が改正され、身体に重度の障害があり、投票所に行け
ない人のために、郵便による不在者投票の制度が設けられました。
●郵便による不在者投票のできる人は、身体障害者手帳と戦傷病者
手帳を持っている人で、

身障手帳の場合、その障害部位が両下肢、体幹でその程度が1級
と2級。心臓、じん臓、呼吸器が1級と3級。

戦病者手帳の場合、障害部位が両下肢、体幹でその程度が特別項
症、第1・2項症。心臓、呼吸器が特別項症、第1・第3項症と
、それぞれ記載されている方が該当します。

また、障害の部位が記載されていない手帳(例えば、「脳出血」に
よる「機能障害1級」等と記載されている手帳)を持っている人で
も、その障害の部位と程度が上記に該当すれば対象になります。

郵便投票を行うには、市の選管に「郵便投票証明書の交付申請」
をしてから「証明書」をもらい、その後「投票用紙等の請求書」
を選管に出します。そうすると選管では投票用紙と投票封筒を本人
に送り、本人はこれに投票しようとする人の名前を自筆して、選管
に送る、という手順です。投票用紙の請求できる期間は、投票日の
前4日目の午後5時までになっていますが、郵送期間を十分見込んで、
早めに手続をするようにしてください(くわしくは選管におた
ずねください)



市長選挙は記号式投票

市長選挙の記号式投票は、昭和42年の市長選挙から実施して
おりますが、過去の例をみても、両方に○印をしたり、落書きを
したりしている場合が見受けられます。このような記載はすべて
無効になりますので、投票に際しては下記の記載例に従って、無
効投票をしないよう十分ご注意ください。

(記載例)

〔明るい選挙に するために〕

- ・金や物を、もらわない
- ・金や物を、もとめない
- ・金や物を、おくらない
- ・選挙に、きけんしない

〔有効です〕

Aに投票する場合は

○	○	けるを欄つ
秋田 B 次郎	大館 A 太郎	候補者氏名

Bに投票する場合は

○	○	けるを欄つ
秋田 B 次郎	大館 A 太郎	候補者氏名

〔無効です〕

両方だから

○	○	けるを欄つ
秋田 B 次郎	大館 A 太郎	候補者氏名

線の真中だから

○	○	けるを欄つ
秋田 B 次郎	大館 A 太郎	候補者氏名

両方に記したから

○	×	けるを欄つ
秋田 B 次郎	大館 A 太郎	候補者氏名